

平成28年(ヨ)第25号、平成28年(ヨ)第26号

債権者 西郡均 外3名

債務者 四国電力株式会社

平成29年10月4日

準備書面(3)の補充書(2)

大分地方裁判所民事部保全係 御中

債務者訴訟代理人弁護士 田代 健



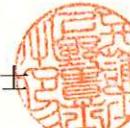
同弁護士 松繁 明



同弁護士 生野裕一



同弁護士 上野貴士



同弁護士 井家武男



目 次

第 1 債権者ら補充書 1 について.....	1
1 はじめに	1
2 債権者らの主張に対する反論	2
(1) 福島第一原子力発電所事故及びチェルノブイリ事故との比較 について	2
(2) 大分市田の浦に居住する債権者の避難の困難性について	4
第 2 債権者ら補充書 2 について.....	7

本書面では、債権者ら準備書面（10）の補充書1（避難の困難性）及び債権者ら準備書面（10）の補充書2（落下火砕物がもたらす避難の困難性）に対し（以下、本書面において、それぞれ「債権者ら補充書1」、「債権者ら補充書2」という。），必要な範囲で反論を行う。

第1 債権者ら補充書1について

1 はじめに

(1) 債権者らは、債権者ら補充書1において、本件3号機で過酷事故が発生した場合には、大分県大分市田の浦に居住する債権者の避難が困難である旨主張する（債権者ら補充書1の第1（1～14頁））。

しかしながら、債務者準備書面（3）の1（1～2頁）で述べたとおり、債務者は、福島第一原子力発電所事故が津波という共通要因による故障の発生によって引き起こされたことに鑑み、共通要因故障の原因となり得る自然現象等への考慮を手厚くするという観点から、地震、津波等の自然現象についてより余裕を持たせた評価を行ってその対策を講じるとともに、自然現象以外の事象で共通要因故障の原因となり得る火災、溢水等に対する考慮を強化するなどして、事故防止に係る安全確保対策の信頼性を高めており、本件3号機において、重大事故等が発生する可能性は極めて低い。加えて、万が一、これらの事故防止に係る安全確保対策が奏功せず、重大事故等が発生したとしても、債務者は、炉心の著しい損傷を防止するための対策や、炉心が著しい損傷に至る場合であっても原子炉格納容器の破損を防止するための対策等の重大事故等対策を講じることにより、本件3号機の安全性を確保できることを確認している。

したがって、本件3号機において、債権者らが主張するような放射性

物質を環境に異常に放出する事故が発生する具体的危険性はないのであるから、債権者らの主張は、前提を欠くものである。（なお、以上のとおり本件3号機の安全性は確保されているのであるが、債務者は、仮に放射性物質が大量に環境へ放出される事態をも想定し、その影響を緩和するための対策や国や地方公共団体等と連携して原子力防災対策も講じている。）

(2) また、大分市田の浦は本件発電所から70km程度離れた遠方に位置していることから、仮に本件3号機において、放射性物質が環境へ大量に放出される事態を想定したとしても、大分市田の浦に居住する債権者の人格権が直ちに侵害されるとは考え難いところ、避難の困難性に係る債権者らの主張は、一定の仮定に基づいて抽象的な内容を論述するものに留まっており、当該債権者のいかなる内容の人格権が、いかにして、いかなる態様で侵害される危険があり、それが事前の救済（運転差止め）を要する程度のものであるかなどについて、何ら個別具体的に示されておらず、この点においても、債権者らの主張は当を得ない。

2 債権者らの主張に対する反論

債権者ら補充書1に対する債務者の主張は上記に尽きるのであるが、なお念のため、当該準備書面における債権者らの主張には、以下のように相当地ない点が含まれていることを指摘しておく。

(1) 福島第一原子力発電所事故及びチェルノブイリ事故との比較について
債権者らは、福島第一原子力発電所事故やチェルノブイリ事故の被害範囲や避難状況等を根拠に、本件発電所から相当程度遠方である大分市田の浦に居住している債権者が避難を余儀なくされる旨主張する（債権者ら補充書1の第1の2（2頁））。

しかしながら、福島第一原子力発電所と本件3号機とは原子炉の数及び総出力が異なることから、事故が発生した際に大気中に放出すると想定される放射性物質の量も異なるし、そもそも、本件3号機については、上記1(1)のとおり、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、重大事故等の防止、影響緩和対策を講じているのであるから、同事故の被害範囲や避難状況等を、本件3号機にそのまま当てはめることはできない（ちなみに、債務者の講じた対策の有効性については、原子力規制委員会においても確認されており、本件3号機において、万が一重大事故等が発生した場合でも、放出される放射性物質（セシウム137）の放出量は約5.1テラベクレルと評価されており、これは福島第一原子力発電所事故の約2000分の1に留まる水準である（乙13（182頁）、乙260（13頁））。

また、チェルノブイリ事故との比較についても、債務者準備書面（3）の1(2)（6～7頁）で述べたとおり、チェルノブイリ事故は、本件3号機と異なり、事故が発生した場合に放射性物質を閉じ込める機能を果たす原子炉格納容器もなく、さらに減速材に水ではなく黒鉛を用いていたために、その黒鉛の火災によって上昇気流が生じたなどの要因が重なって、放射性物質が広範囲に拡散したものであり（乙119），原子炉の仕組み等が全く異なるチェルノブイリ事故の汚染範囲をもって、仮に本件3号機で重大事故等が生じた場合に、同様の汚染範囲が生じるとの前提に立った債権者らの主張は当を得ない。

なお、チェルノブイリ事故の避難措置等¹については、過度に厳しい避

¹ チェルノブイリ事故においては、強制避難の基準として、1年目に年間100mSvが設定されたが、その後、2年目に30mSv、3～4年目に25mSv、5年目に2

難措置等を講じたことにより（市民の被ばく線量そのものは低減できたものの、一方で）、移住先での住環境や人間関係等に順応できず、精神的なストレスを引き起こすケースが多かったという反省から、避難範囲がより小さくなるよう基準を設定すべきであったという国際的な評価があることは、債務者準備書面（3）の補充書（1）の2(3)（6～7頁）で述べたとおりである。

(2) 大分市田の浦に居住する債権者の避難の困難性について

債権者らは、巨大地震や津波等により本件3号機において重大事故等が発生し、大分市田の浦において避難が必要となった場合、土砂災害や液状化、斜面崩壊、建物等の崩壊により、同市に居住する債権者の避難は困難であるし、こうした事態における救助・救護体制等を定めた大分県の避難計画の内容も不十分である旨主張する（債権者ら補充書1の3～8（2～14頁））。

しかしながら、債権者らの主張は、考えられる事態を抽象的に列挙するばかりで、本件3号機において、いかにして重大事故等が発生し、その際、大分市田の浦にいかなる災害が発生し、その結果、債権者の人格権がどのように侵害されるのか、何ら具体的にその機序が疎明されていない。

また、その点を撇くとしても、債権者らの主張は、仮に本件3号機において重大事故等が発生した場合には、本件発電所から相当程度遠方に位置する大分市田の浦に居住する債権者にも直ちに避難の必要性が生じるという前提に立つものであるところ、かかる認識が誤っている。

0 m S v、6年目以降に5 m S vと、避難基準の見直しが順次行われた。

債権者らの居住する原子力災害対策重点区域外（U P Z²外）における放射性物質に対する防護措置については（伊方地域における原子力災害対策重点区域は図1参照），債務者準備書面（3）の補充書（1）の3（8～9頁）で述べたとおり，仮に本件3号機において，福島第一原子力発電所事故に匹敵する規模の重大事故等が発生したとしても，屋内退避の実施によって放射性物質通過時の影響が軽減されると考えられることなどから，予防的に屋内退避を実施することが基本とされており，一時移転等の更なる防護措置については，放射性物質の通過後の緊急時モニタリング結果を踏まえて検討することとされている（乙230（別紙2の2～6頁），乙260（7～13頁））。

² U P Z (Urgent Protective Action Planning Zone) とは，放射線被ばくによる確率的影響のリスクを最小限に抑えるため，緊急防護措置を準備する区域であり，原子力施設から概ね半径5～30kmを目安とする。

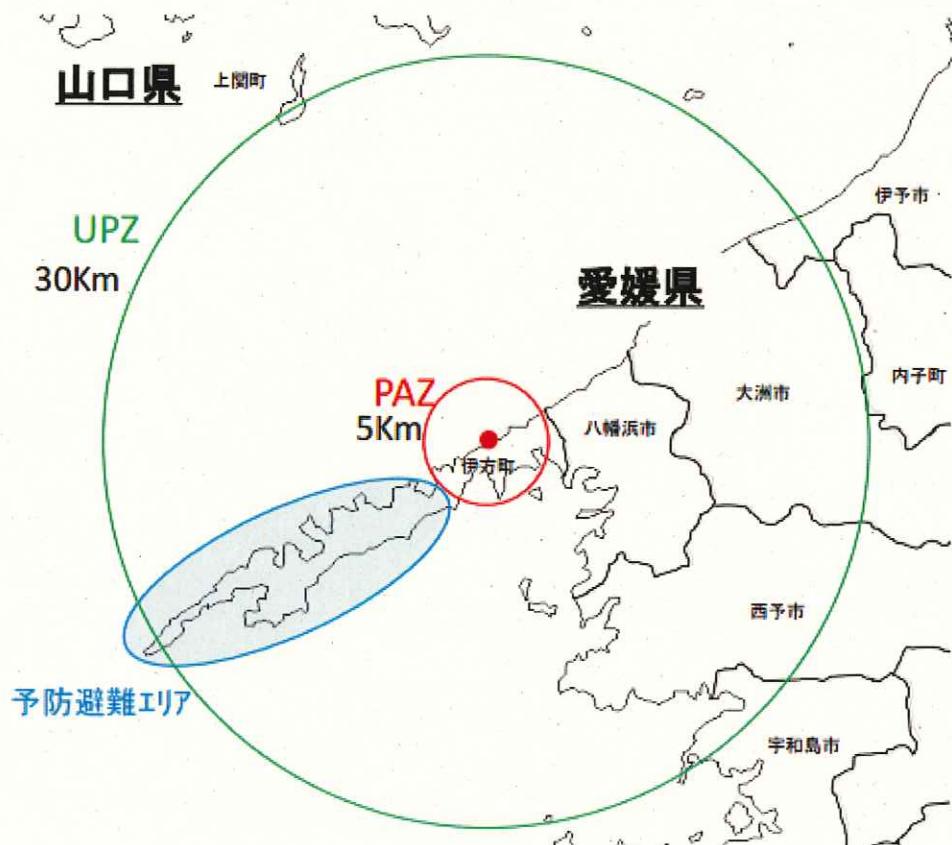


図1 伊方地域における原子力災害対策重点区域

(乙84(6頁)の図の一部を抜粋したもの)

すなわち、債権者らの居住するUPZ外においては、仮に本件3号機において、放射性物質が大量に環境に放出される事態が発生したとしても、放射線被ばくの低減を図る観点から、直ちに避難することは予定されていないし、緊急時モニタリングの結果を踏まえて適切に対応という手順も定められているのであるから、仮に本件3号機において重大事故等が発生した場合には、大分市田の浦に居住する債権者に直ちに避難の必要性が生じるとの前提の下で、避難の困難性や大分県の避難計画を批判する債権者らの主張は当を得ない。

ちなみに、念のため付言しておくと、UPZ外における防護措置につ

いて、原子力災害対策指針が、まずは屋内退避を基本としているのは、原子力発電所から相当程度遠方となるこれらの地域においては、緊急時に直ちに避難することの方がむしろリスクが大きいためであると考えられるところ、こうした方針は、UPZ外よりも原子力施設からの距離が近いUPZ内について、原子力規制委員会が、「吸入による内部被ばくのリスクをできる限り低く抑え、避難行動による危険を避けるためにも、まずは屋内退避をとることを基本とすべきである。」(乙261(1頁))とし、まずは屋内退避を行うことの有効性を認めていることとも整合的である。

第2 債権者ら補充書2について

債権者らは、債権者ら補充書2において、火山灰によって本件3号機において重大事故等が発生する場合には、債権者らの居住地の道路や航空、鉄道機能は麻痺していると考えられるし、健康被害を防止する観点から徒歩での外出も困難であるとして、債権者らの避難は不可能である旨主張する（債権者ら補充書2の第2以下（4～10頁））。

しかしながら、債務者準備書面（11）で述べたとおり、債務者は、火山事象に対する本件3号機の安全性を十分に確認しているのであり、本件3号機において、火山事象によって債権者らが主張するような放射性物質を環境に異常に放出する事故が発生する具体的危険性はないのであるから、債権者の主張は、前提を欠くものである。

また、その点を措くとしても、上記第1の2(2)で述べたとおり、仮に本件3号機において、火山灰によって放射性物質が大量に環境に放出される事態が発生したとしても、UPZ外に居住する債権者らについては、放射線被ばくの低減を図る観点から、予防的に屋内退避を実施することが基本とされて

おり、一時移転等の更なる防護措置については、放射性物質の通過後の緊急時モニタリング結果を踏まえて検討することとされているのであるから（乙230（別紙2の2-6頁）、乙260（7～13頁）），仮に本件3号機において、火山灰によって放射性物質が大量に環境に放出される事態が発生した場合には、UPZ外に居住する債権者らに直ちに避難の必要性が生じるとの前提に基づく債権者らの主張は当を得ない。（ましてや、火山灰による健康被害の懸念があることを踏まえれば、なおさら直ちに避難するよりも、まずは屋内退避を実施し、放射性物質及び火山灰の飛散状況を見極めた上で、必要に応じて一時移転等の更なる防護措置を講じることが望ましいと考えられる。）

以上